

令和7年5月1日

保護者等各位

県立太田西山高等学校長 湯浅 洋之

ラーニング～体験活動推進日～実施について

時下、保護者の皆様におかれましてはご清祥のことと存じます。また、日頃より本校の教育活動に関しまして、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記の件に関しまして下記の通り実施いたします。

記

1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日です。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではありません。

2 内容

体験活動推進日は、年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席となる日を設定できます（連続でも個別でも取得可とします）。なお、体験活動推進日の対象となる内容は、探究活動、体験活動を伴うものとします。

3 設定できない期間

本校では以下の期間に体験活動推進日を設定することはできません。

- ・4月始業式からPTA総会までの期間
- ・考查1週間前及び考查期間
- ・学校行事（全校集会を含む）及びその準備期間
- ・学年が年度当初に定める日（学年行事等）

4 申請方法

保護者等が原則1週間前までに学校に電話またはメールで申請後、保護者等又は生徒から学校へ「体験活動推進日カード」を担任に提出して下さい。体験活動推進日カードをもとに担任より確認の連絡をいたします。

5 その他

- (1) 事業の詳細につきましては、パンフレットやリーフレットを参考にして下さい。なお、パンフレット等は本校HPにも掲載します。
- (2) 体験活動推進日終了後、振り返りシートを担任まで提出して下さい。
- (3) 学校の管理下での活動ではないため、学校で申し込んでいる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象とはなりません。実施前にご家庭にて個別に保険に加入することをおすすめします。